

令和2年5月28日

各小・中学校保護者 様

秩父市教育委員会教育長

学校の教育活動の再開並びに夏季休業期間について（通知）

向暑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、秩父市の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月25日（月）に埼玉県を含む首都圏と北海道について、政府の緊急事態宣言が解除されました。

秩父市では、すでに学校再開の準備期間として5月18日（月）以降、すべての小・中学校で分散登校を実施しております。児童生徒の安全面に万全を期した上で学校の教育活動を再開並びに夏季休業期間の短縮を下記のとおり決定しましたので、お知らせします。

なお、日々の感染者の状況を注視し、変更する場合がありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

記

1 学校の再開日

○6月1日（月）から、通常の教育活動を再開します。

2 夏季休業期間

○8月6日（木）～8月23日（日）

※給食は、7月31日（金）まで通常の献立を提供します。

また、8月3日（月）～8月5日は（水）はパンと牛乳のみを提供します。

2学期は、8月24日（月）から給食を提供し、1日授業となります。

3 その他

- ・7月20日（月）は、「伝統文化に親しむ日」ですが、授業日とします。
- ・1学期、夏季休業日中の水泳学習は、安全面を考慮して中止します。
- ・中学校の部活動は、当面実施しません。今後の感染状況をみて判断します。
- ・ふれあい学校は、当面休校とします。今後の感染状況をみて判断します。
- ・学童保育室は、開室します。ただし、土曜日は休室とします。
- ・学校再開の詳細については、各学校より改めてお知らせします。